

ESRI 統計より

SDDS プラスにおける四半期別一般政府収支 (GGO) の公表について

国民経済計算部 国際基準課
黒島 マリア

はじめに

2021年4月16日、内閣府は四半期別一般政府収支 (General Government Operations : 以下GGO) の2015年第1四半期から2020年第1四半期分までのデータを公表した¹。本データは、国際通貨基金 (International Monetary Fund : 以下IMF) の定める Special Data Dissemination Standard Plus (以下SDDS プラス) という国際的なデータの公表基準により、同基準加盟国への公表が義務付けられているデータのの一つである。本データの公表をもって、日本のSDDS プラスへの完全遵守が達成された。本稿ではその概要と意義を紹介する。

SDDS プラスとは

SDDS プラスとは、IMFにより定められた経済・金融に関するデータをタイムリーに公表するための国際的基準である。2007年の米国サブプライムローン問題に端を発する世界経済危機での経験を踏まえ、金融の安定化に資するため2012年に策定された。

同基準は、従前の公表基準であった特別データ公表基準 (Special Data Dissemination Standard : 以下SDDS²) を強化する形で設定されたものであり、更に広範囲のデータ公表が求められている。具体的には、9種類のデータ公表が求められるが、加入時に9つのうち5カテゴリーの公表が、残り4つについては加入後5年以内の公表が必須となっている³。

公表に関する規定も厳格に定められている。①国別データ概要ページ (National Summary Data Page : NSDP) の開設⁴、②メタデータの公表⁵、③各データの公表日に関してIMFへの事前通知⁶、④SDMX形式での公表などである。これらはSDDSと同様にIMF (2013) で規定される。

各データの詳細については、IMF (2015) で示されている。四半期別一般政府収支 (GGO) で求められる項目は (a) 収入・支出、(b) 非金融資産の取引、(c) 金融資産と負債の取引、の3つに大別される (図表1参照)。内訳項目の定義等については、財政統計に関する基準であるIMF (2014) で詳しく定められている。

図表1 四半期別一般政府収支の公表に求められる項目

Transactions affecting net worth (正味資産に影響を与える取引)
Revenue (収入)
Taxes (税)
Social contributions (社会負担)
Grants (交付金)
Other revenue (その他の収入)
Expenses (支出)
Compensation of employees (雇用者報酬)
Use of goods and services (財貨・サービスの使用)
Consumption of fixed capital (固定資産減耗)
Interest (利子)
Subsidies (補助金)
Grants (交付金)
Social benefits (社会給付)
Other expenses (その他の支出)
Transactions in nonfinancial assets (非金融資産の取引)
Net acquisition of nonfinancial assets (非金融資産の純所得)
Fixed assets (固定資産)
Change in inventories (在庫)
Valuables (貴重品)
Nonproduced assets (非生産資産)
Transactions in financial assets and liabilities (Financig) (金融資産と負債の取引)
Net acquisition of financial assets (金融資産の純取得)
Domestic (国内債務者)
Foreign (国外債務者)
Net incurrence of liabilities (負債の純負担)
Domestic (国内債権者)
Foreign (国外債権者)

(出所) IMF (2015)

1 内閣府経済社会総合研究所HP参照 (英語版のみ) (https://www.esri.cao.go.jp/en/sna/sddsplus/sddsplus_top.html)

2 SDDSについては、IMF (2013) を参照。

3 金融健全性指標、債務証券、証券投資残高共同調査、直接投資残高共同調査、外貨準備高の通貨構成、部門別バランスシート、一般政府債務、一般政府収支の9つ。この中で、内閣府は一般政府収支 (GGO) に加え、部門別バランスシート (Sectoral Balance Sheet : SBS) と一般政府債務 (General Government Debt : GGD) を公表している。

4 我が国ではe-Stat上にSDDSプラスのサイトを開設している。 (<https://www.e-stat.go.jp/en/data/nsdp>)5 一般政府収支 (GGO) のメタデータはIMFのHPに掲載 (<https://dsbb.imf.org/sdds-plus/dqaf-base/country/JPN/category/GGO10>)6 事前通知したデータ公表日はIMFより“Advance Release Calendar Query Page”として公表される。 (<https://dsbb.imf.org/sdds-plus/query-advance-release-calendar>)

各国の取り組み状況

現在、SDDS プラスには、米国、カナダ、フランス、ドイツ、イタリアなどを含む、合計27カ国が加盟している（2021年5月末時点）⁷。直近では2020年11月にブラジル⁸、2021年1月にスイス⁹が完全遵守を達成した。各国の取組状況についてはIMFが年次報告書（Annual Observance Report）を毎年作成、公表している¹⁰。

我が国の取り組み

我が国は、2016年4月にSDDS プラスへ加盟したが、四半期別一般政府収支（GGO）の公表をもって完全遵守が達成された。ここでは公表データの留意点を取り上げる。

一般の公表にあたっては、図表1で示した項目のほか、純業務収支（Net Operating Balance）、純貸出（+）／純借入（-）（Net lending/Borrowing）も公表している。

図表2に実物と金融における純貸出（+）／純借入（-）の比較を示した（金融面は「Net acquisition of financial assets」 - 「Net incurrence of liabilities」で算出）。まず、実物における四半期データの変動は毎年第2・4四半期に改善、第1・3四半期に悪化を繰り返す傾向が読み取れる。これは収入面における税と社会負担が賞与支給の影響により、第2・4四半期に改善することが要因である。また、金融面については、各第1四半期に大きく改善が見られた後、第2四半期に剥落する傾向が見られる。これは当該データの基礎資料である資金循環統計において、第1四半期の税金の未収金¹¹が金融資産の取得分として他の期と比較して相対的に多く計上されることが背景にある。

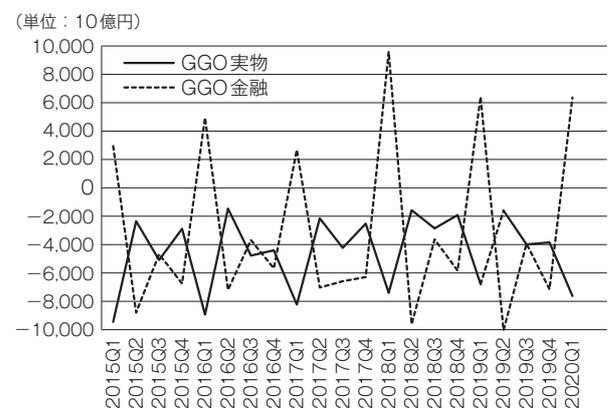
おわりに

金融の安定化に資するための取り組みとして始まったSDDSプラスであるが、四半期別一般政府収支（GGO）の公表は、適時性だけでなくデータ頻度（frequency）

という観点からも、公表の意義は極めて大きいと考えられる。データ頻度の差異が計量モデル構築の壁となっている、マクロ・ファイナンス領域等、各分野への貢献も期待されるためである。

なお、今回取り上げたSDDSプラス以外にも、IMF等の国際機関を中心として、国際的な枠組みの中で様々な統計整備の取組が進められている。しかしながら、コロナ禍の影響等から、各国の統計作成部局への負担は増加しているのも実情である。今後は、コストやリソース制約との兼ね合いの中で、効率的な整備が進められていくことが望ましいと考えられる。

図表2 実物・金融面の純貸出・借入の比較



参考文献

- 総務省「SDDS プラスの概要」2019年8月
米田泰隆「四半期別一般政府収支の推計方法の開発— IMF「SDDSプラス」への対応に向けて—」、『内閣府経済社会総合研究所 季刊国民経済計算』、2019年7月、第165号
International Monetary Fund, “Government Finance Statistics Manual 2014”, 2014
International Monetary Fund, “The Special Data Dissemination Standard Guide for Subscribers and Users”, 2013
International Monetary Fund, “The Special Data Dissemination Standard Plus Guide for Adherents and Users”, 2015

黒島 マリア（くろしま まりあ）

7 各国データの詳細は、IMFのDissemination Standards Bulletin Board（DSBB）（<https://dsbb.imf.org/sdds-plus>）参照。

8 ブラジル中央銀行プレスリリース（2020.11.21付）（<https://www.bcb.gov.br/en/pressdetail/2297/nota>）参照。

9 IMFプレスリリース（2021.1.19付）参照。

（<https://www.imf.org/en/News/Articles/2021/01/19/pr2117-switzerland-adheres-to-the-imf-special-data-dissemination-standard-plus>）

10 IMFによる年次報告書（Annual Observance Reports）（<https://dsbb.imf.org/sdds-plus/annual-observance-reports>）参照。また、各国が公表している項目の詳細については、米田（2019）も参照されたい。

11 非経常な債権・債務の発生と実際の現金授受のタイミングのズレにより、両者の差額分として生じる債権債務。ここでは特に、所得税の確定申告や消費税の変動が該当する。概念上、所得と課税売上高では発生のタイミングで納税義務が生じるが、資金循環統計では納税期限に合わせて未収金を計上する扱いとなっている。